

矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務における  
民間競争入札実施要項（案）

平成26年 月 日  
法 務 省 矯 正 局

## 目 次

1	民間競争入札の趣旨	1
2	対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
3	実施期間に関する事項	7
4	入札参加資格に関する事項	7
5	入札に参加する者の募集に関する事項	7
6	対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	9
7	対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	9
8	公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項	10
9	公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、当省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講じるべき措置に関する事項	10
10	公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項	15
11	対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	16
12	その他	16

## 1 民間競争入札の趣旨

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施に関して、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、法務省（以下「当省」という。）は、「公共サービス改革基本方針」（平成26年7月11日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務について、公共サービス改革基本方針に従い、ここに民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定める。

## 2 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

### (1) 矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務の概要

当省が所管する矯正施設（刑務所，少年刑務所，刑務支所，拘置所，拘置支所，少年院，少年院分院，少年鑑別所，少年鑑別支所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）は、法律に定める手続に従って収容された受刑者，刑事被告人等の被収容者に、それぞれ，刑罰，未決勾留，保護処分等を執行するための施設であり，全国293箇所（平成26年4月1日現在）に設置されている。

矯正情報ネットワークシステム（以下「本システム」という。）は、矯正施設内の人である受刑者に対して、同じく人である刑務官等が行っている処遇を側面から支援する役割を担っている。具体的には、①被収容者の個人情報及び処遇情報の統一的な管理並びに運用の適正化と業務の効率化の両面を図るとともに、被収容者の安定した生活を維持するため、主として被収容者から発せられる様々な要求，希望，願箋による願出等の適切かつ速やかな処理を図る業務システムを整備し、また、②各矯正施設内のLANのほか、矯正局，矯正研修所，矯正研修所支所及び矯正管区内のそれぞれのLANを、川越少年刑務所及び大阪刑務所内に設置したバックアップセンターを中心として、インターネットに接続していない閉鎖型のネットワーク回線（法務省情報ネットワーク（法務省NW）：本システムの運用管理業務の対象外）を経由して結んだ広域ネットワーク（WAN）を構築し、業務システムによる被収容者の情報の共有，グループウェアによる業務情報の共有等を実現している。

本システムの運用管理業務は、外部委託事業者の専属の技術者をそれぞれのバックアップセンターに常駐させ、矯正施設等における本システムのデータを災害

時に備えてバックアップするほか、本システム全体の監視、保守、ヘルプデスク等を行うことにより、本システムの安定稼働を図り、ひいては矯正施設の管理運営・各種業務の維持・向上を実現している。

なお、本システムの運用管理業務の対象システムの一部である被収容者データ管理システムについては、「矯正施設被収容者処遇関連情報の管理及び生活維持管理業務・システム最適化計画」（2006年（平成18年）3月31日法務省情報化統括責任者（CIO）決定）に基づき、平成23年度に効果検証用機能及び法務省内他部局とのデータ連携機能を構築する改修を行っている。

また、グループウェアについては、各拠点に分散配置したサーバにより運用を行っていたが、平成23年度に新たにバックアップセンターに設置したサーバにより集約化を図っている。

## （2）対象公共サービスの内容

民間事業者に委託する運用管理業務の内容は、次のとおりであり、その詳細は、「別冊 矯正施設等における情報ネットワークシステムのバックアップセンター運用管理業務委託仕様書」を基本とする。

### ア 対象となる施設内LANの概要

施設内LANにおいては、サーバ/クライアント方式を採用しており、サーバのOSは、メインサーバとしてWindows Server 2003を使用し、全国302の拠点に設置しており、ネットワークに接続しているクライアント数は約17,000台となっている。

また、当省では、平成27年度10月頃に各拠点に設置しているサーバを全国2か所に集約する（以下「新システム」という。）計画であり、具体的には、平成26年度に集約サーバの環境構築を実施し、平成27年度に業務アプリケーションやファイルサーバ等のデータ移行を実施し運用に移行する計画である。

### イ 対象業務システム

民間事業者が運用管理業務を行う対象システムのうち、業務システムは、「表1 業務システム一覧」記載のとおりである。

なお、新規システム（業務システム一覧の項番1から項番6まで以外で新規に導入する業務システム）を導入する場合についても運用管理業務の対象とするが、新規システムの導入等により従来の作業工数が著しく変動する場合は、当省は、民間事業者と協議を行うものとする。

表1 業務システム一覧

項番	システム名称	システム概要
1	給食管理システム	矯正施設の被収容者 <sup>(注1)</sup> の食料に関する事務処理（献立作成，食材の在庫管理，食材発注，栄養管

		理等) を行うシステム
2	被収容者データ管理システム	矯正施設の被収容者の個人情報を取り扱う基幹システム
3	領置金・作業報奨(職業補導賞与)金管理システム	領置 <sup>(注2)</sup> 金・作業報奨(職業補導賞与)金の事務処理(受入れ・払出し, 入出所処理, 残高照会, 各種帳票作成等)を行うシステム
4	集団心理検査管理システム	心理検査に関する事務処理(得点の集計・分析, 得点分布・解釈結果の出力等)を行うシステム
5	購入物品管理システム	被収容者が購入を希望する物品に関する事務処理(集計, 発注, 各種帳票作成等)を行うシステム
6	領置物品管理システム	領置物品に関する事務処理(領置, 仮出し, 消耗, 宅下げ <sup>(注3)</sup> , 廃棄 <sup>(注4)</sup> , 仮留品 <sup>(注5)</sup> , 交付 <sup>(注6)</sup> 等)を行うシステム

注1 矯正施設に収容されている者

注2 被収容者の所持金品を国が保管する行為

注3 被収容者の願い出により, 家族等の外部の者に領置した物品を送付等することによって, 引き取らせること。

注4 被収容者の願い出により, 矯正施設内で不必要になった物品を廃棄すること。

注5 以下の場合において, 領置するか否かについて未定とすること。

- ・ 保存する価値がない場合
- ・ 保存することが不適当な場合
- ・ 郵送してきた物品で差出人が不明な場合
- ・ 受取人である被収容者が受取を拒否した場合

注6 領置中の物品を矯正施設内で使用させるため, 被収容者に所持させること。

## ウ 業務内容

民間事業者が行う運用管理業務の内容は, 次のとおりである。

なお, 本業務を適切かつ確実に遂行するに当たって, 各種報告書の作成を行うものとする。

### (ア) 業務システム用データベースの運用及び保守・管理業務

業務システム用データベース及び関連機器等について, 機器等の稼動確認, システム等の監視・管理・確認, システム終了・起動処理, 運用支援等を行う。

### (イ) グループウェア及びドメインコントローラの運用及び保守・管理業務

グループウェア, ドメインコントローラ及び関連機器等について, 機器の

稼働確認，システム等の管理，システムの終了・起動処理等を行う。

(ウ) 参照サーバの運用及び保守・管理業務

参照サーバ及び関連機器等について，機器の稼働確認，システム等の管理・運用支援等を行う。

(エ) システムの監視及び保守・管理業務

システムの監視，監視ログ処理及び設定を行う。

(オ) セキュリティ管理業務

コンピュータウイルス対策ソフトの管理，障害及びコンピュータウイルス対応を行う。

また，情報漏えい対策として導入している各種ソフトウェアの障害対応，ファイアウォールの運用及び保守・ログ管理を行う。

(カ) ユーザ情報管理業務

ユーザアカウントの作成，修正，削除及びパスワードの初期化・ロック等の作業を行う。

(キ) システムに係る技術支援及び管理業務

矯正施設等の職員からの情報システムの操作全般に対する問合せに回答し，業務の支援を行う。

(ク) システムの改善提案業務

システムに関し，システム改善提案を行う。

(ケ) システムのセキュリティ対策に係る改善提案業務

セキュリティ向上に関する改善提案を行う。

(コ) ライセンス管理システム運用に係るデータの収集及び分析

ライセンス管理システムの稼働確認並びに当該システム運用に係るデータの取得，集計及び運用に係る支援業務を行う。

(サ) 本システムの引継ぎ業務

当省では，平成27年10月から，全国約300の施設を集約した集約サーバでの運用を開始する。

その結果，本システムの業務も新たな運用となるため，10月から，12月までの期間は，並行運用及び新システム運用事業者への引継ぎ業務を実施する。

(サ) その他の業務

媒体，消耗品及びソフトウェアの管理並びにS E業務手順改善業務を行う。

エ 作業場所

民間事業者が，運用管理業務を実施する作業場所は，「表2 バックアップセンター一覧」のとおりである。

なお，当該業務の事務に必要な諸経費及び交通費は，民間事業者の負担とす

る。

表2 バックアップセンター一覧

項番	名称	所在地
1	東日本バックアップセンター (川越少年刑務所内)	埼玉県川越市南大塚6-40-1
2	西日本バックアップセンター (大阪刑務所内)	大阪府堺市堺区田出井町6-1

(3) 確保されるべき対象公共サービスの質

運用管理業務は、矯正施設における被収容者の管理等の業務を確実に実施するため、本システムの利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するものである必要がある。このような観点から、2(2)ウに示した業務内容を実施するに当たり、民間事業者が確保すべき対象公共サービスの質は、次のとおりとする。

ア バックアップセンター利用満足度調査の結果

バックアップセンターの利用者に対して、次の項目の満足度についてアンケートを実施(年1回)し、その結果の基準スコア(75点)を維持又は向上すること。

- ・ 問合せから回答までに要した時間
- ・ 回答又は手順に対する説明の分かりやすさ
- ・ 回答又は手順に対する結果の正確性
- ・ 担当者の応対(言葉遣い、親切さ、丁寧さ等)

各質問とも、「満足」(配点100点)、「ほぼ満足」(同80点)、「普通」(同60点)、「やや不満」(同40点)、「不満」(同0点)で回答させ、各利用者の4つの回答の平均スコア(100点満点)を算出する。

なお、基準スコアは、平成23年度及び平成24年度にバックアップセンターを利用した者を対象として実施した利用満足度調査の結果を参考とした。当該調査の内容は別添資料1「従来の実施状況に関する情報の開示」4のとおりである。

イ 本システムの可用性

民間事業者が当省から委託を受けて、本システムの運用管理業務を実施しなければならない時間に対して、全てのシステムが正常に稼働している時間の比率(以下「正常稼働率」という。)は、四半期ごとに98.0%以上であること。

なお、本システムの運用管理業務を実施しなければならない時間は、仕様書4（3）に記載のとおりとする。

ウ 本システムの重大障害の件数

本システムが、長期にわたり正常に稼働できない事態・状況、当該システムが保有するデータの喪失及び被収容者等の個人情報・矯正施設等に関する情報の漏えい等により、業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は0件であること。

エ 業務の内容

「2（2）対象公共サービス内容」に示す運用管理業務を適切に実施すること。

（4）委託費の支払

ア 契約の形態は、業務委託契約とする。

イ 当省は、業務委託契約に基づき民間事業者が実施する運用管理業務について、仕様書6（8）に定めるとおり、適時に、契約の履行に関し、監督・検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認した上で、四半期ごとに適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に契約金額の1／4に相当する額を民間事業者を支払うこととする。確認の結果、確保されるべき対象公共サービスの質が達成されていないと認められる場合、当省は、確保されるべき対象公共サービスの質の達成に必要な限りで、民間事業者に対して運用管理業務の実施方法の改善を行うよう指示することができる。民間事業者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を当省に提出するものとする。業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象公共サービスの質が達成可能なものであると認められるまで、当省は、委託費の支払を行わないことができる。

なお、委託費は、平成27年4月1日以降の本件業務開始移行のサービス提供に対して支払われるものであり、民間事業者が行う引継ぎや準備行為等に対して、民間事業者に発生した費用は、民間事業者の負担とする。

（5）ディスインセンティブ

正常稼働率が四半期ごとに98.0%未満であったときは、当省は委託費に1%を乗じて得た額（1円未満切捨）を四半期ごとに民間事業者を支払う委託費から減額して支払うものとする。ただし、民間事業者の責めに帰すべき理由により正常稼働率が四半期ごとに98.0%未満であった場合に限る。

なお、サービス提供時間及び正常稼働時間の実績値は、仕様書に基づき民間事業者が作成し当省に提出した各種報告書の記載内容を踏まえて当省が判断するものとする。

### 3 実施期間に関する事項

業務委託契約の契約期間は、平成27年4月1日から平成27年12月31日までとする。

### 4 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成25・26・27年度法務省競争参加資格（全省統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」において、A又はBの等級に格付けされた者であること。
- (5) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。  
なお、同資格の具体的事項については、仕様書記載のとおりであり、その具体的事項を証明した5（2）イの提出書類について、当省の審査に合格した者は、同資格を有する者であると認める。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度に基づくISMS認証、プライバシーマークの認定を取得している者であること。
- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 「情報システムに係る政府調達の基本指針」（2007年（平成19年）3月1日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）第3章II4（1）①～③に記載の入札制限に該当する事業者でないこと。
- (9) 単独で当該業務を担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（当該業務を共同で行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書提出時までに共同事業体を結成し、代表者を定め、他の構成員として参加するものとする。  
また、共同事業体の構成員は、（1）～（8）の資格を満たす必要があり、他の共同事業体の構成員となり、又は単独で参加することはできない。

### 5 入札に参加する者の募集に関する事項

- (1) 入札手続（スケジュール）
  - ア 入札公告 : 平成26年12月下旬頃
  - イ 現場説明（個別対応予定）・資料閲覧 : 平成27年 1月上旬頃

ウ	質問受付期限	: 平成27年	1月中旬頃
エ	競争参加資格確認書類提出期限	: 平成27年	2月上旬頃
オ	履行証明書提出期限	: 平成27年	2月上旬頃
カ	履行証明書の審査	: 平成27年	2月中旬頃
キ	入札書の提出期限	: 平成27年	2月下旬頃
ク	開札及び落札者の決定	: 平成27年	2月下旬頃
ケ	既存事業者からの引継ぎ等	: 平成27年	3月
コ	契約の締結	: 平成27年	4月上旬頃

※ ウについて、質問は書面で受け付けることとし、回答は、軽微なもの及び当省の運用に支障があるものを除き公表する。

なお、従来（前回及び前々回）の運用管理業務の調達仕様書、提出書類、各システムの設計書等については、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、所定の手続きを経て閲覧可能である。

## (2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

### ア 入札書

入札金額（契約期間内の全ての運用管理業務に対する報酬の総額の108分の100に相当する金額）を記載した書類

なお、消費税率が改正された場合は、その税率に相当する金額を記載すること。

### イ 履行証明書

履行証明書は、仕様書添付の履行証明書作成要領（入札説明会時に配布）に従い作成した、別添資料2の「矯正施設等における情報ネットワークシステムバックアップセンターの運用管理業務委託履行証明書項目一覧」に示した各要求項目について具体的な提案（創意工夫を含む。）を行い、各要求項目を満たすことができることを証明する書類

### ウ 仕様書に基づいた「定価ベースによる価格証明書」

作業項目ごとに「工数」、「単価」、「合価」を定価ベースにより記載したもの

### エ 「資格審査結果通知書」（全省庁統一資格）の写し

### オ 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類

### カ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（直近のもの）

### キ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービス改革に関する法律施行令（平成18年7月5日政令第228号）第3条に規定する特定支配関係にある場合は、

その者に関する当該情報

ク 共同事業体による参加の場合は、共同事業体内部の役割分担について定めた協定書又はこれに類する書類

## 6 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

対象公共サービスを実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、最低価格落札方式によるものとする。

なお、技術の評価に当たっては、入札プロセスの中立性、公正性等を確保するため、当省ＣＩＯ補佐官に意見を聴くものとする。

### (1) 履行証明書

履行証明書の要求項目を全て満たしている場合に合格とし、その一つでも欠ける場合は失格とする。

### (2) 落札者の決定

ア (1)の要求項目を全て満たし、当省の予定価格の制限の範囲内で、かつ、入札価格が最も安い者を落札者とする。

イ (1)の要求項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

ウ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も安い者を落札者とするができる。

エ 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名及び名称、落札金額及び落札者の決定理由、履行証明書の概要について公表するものとする。

### (3) 落札者が決定しなかった場合の措置

当省は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行っても、なお、落札者が決定しなかった場合、原則として、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間が確保できないなどやむを得ない場合は、自ら実施する等とし、その理由を官民競争入札等管理委員会に報告するとともに公表するものとする。

## 7 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 従来の実施に要した経費

(2) 従来の実施に要した人員

- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法等

従来の運用管理業務の詳細な実施状況は、別添資料1の「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおりである。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、当省は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

## 8 公共サービス実施民間事業者が使用させることができる国有財産に関する事項

民間事業者は、次のとおり国有財産を使用することができる。

### (1) 国有財産の使用

民間事業者は、運用管理業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

ア バックアップセンター及び業務に必要な電気・通信設備

イ その他、当省と協議し、承認された業務に必要な施設、設備等

### (2) 使用制限

ア 民間事業者は、運用管理業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。

イ 民間事業者は、あらかじめ当省と協議した上で、当省の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に運用管理業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。

ウ 民間事業者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに、必要な原状回復を行う。

エ 民間事業者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷（機器の故障等を含む。）が生じるおそれのある場合は、養生を行う。万一損傷が生じた場合は、民間事業者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

## 9 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、当省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講じるべき措置に関する事項

### (1) 民間事業者が当省に報告すべき事項、当省の指示により講じるべき措置

ア 報告等

(ア) 民間事業者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基

づく各種報告書を当省に提出しなければならない。

(イ) 民間事業者は、運用管理業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに、当省に報告するものとし、当省と民間事業者が協議するものとする。

(ウ) 民間事業者は、契約期間中において、(イ) 以外であっても、必要に応じて当省から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

#### イ 調査

(ア) 当省は、運用管理業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し必要な報告を求め、又は当省の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

(イ) 立入検査をする当省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

#### ウ 指示

当省は、運用管理業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

#### (2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

ア 民間事業者は、次のイないしオに掲げる機密保持について、全ての責務を負うこととし、契約後、速やかに仕様書別紙4「機密保持に関する誓約書」を当省に提出するものとする。

イ 民間事業者は、運用管理業務を実施するに当たり、当省及び関連事業者から入手した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め、契約上知り得た情報を、第三者に開示又は運用管理業務以外の目的で利用しないものとする。ただし、次の（ア）ないし（オ）のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

(ア) 当省から取得した時点で、既に公知であるもの

(イ) 当省から取得後、受託者の責によらず公知となったもの

(ウ) 法令等に基づき開示されるもの

(エ) 当省から秘密でないとして指定されたもの

(オ) 第三者への開示又は運用管理業務以外の目的で利用することにつき、事前に当省に協議の上、承認を得たもの

ウ 民間事業者は、当省の許可なく、取り扱う情報を、指定された場所から持ち出し、又は複製しないものとする。

エ 民間事業者は、運用管理業務に関与した民間事業者の業務従事者が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。

オ 民間事業者は、運用管理業務に係る検収後、民間事業者の事業所等内部に保有されている運用管理業務に係る当省に関する情報について、裁断等の物理的破壊、消磁装置によるハードディスク上のデータ消去その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、当省から貸与された情報については、検収後1週間以内に返却するものとする。

カ 民間事業者は、民間事業者内部のセキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するものとする。

キ 民間事業者は、運用管理業務を実施する全ての関係者に対し、私有（関係者個人の所有物等、民間事業者管理外のものを指す。以下同じ。）のコンピュータ又は外部電磁的記録媒体（USBメモリ等）に、当省に関連する情報の保存及び運用管理業務を私有のコンピュータにおいて実施することを禁止するものとする。

ク 民間事業者は、運用管理業務における情報セキュリティ対策の履行状況について、当省に確認を求められた場合には、これを報告するものとする。

ケ 民間事業者は、運用管理業務における情報セキュリティ対策の履行状況について当省が改善を求めた場合には、当省と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。

コ 民間事業者は、民間事業者における情報セキュリティ上の問題を原因とした情報セキュリティ侵害が発生した場合には、直ちに当省に報告の上、民間事業者の責任及び負担において、次に掲げる各事項を速やかに実施するものとする。

(ア) 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、当省の承認を得た上で実施すること。

(イ) 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、当省に提出して承認を得ること。

(ウ) 再発防止対策を立案し、当省の承認を得た上で実施すること。

(エ) (ア) ないし (ウ) のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、当省の指示に基づく措置を実施すること。

### (3) 契約に基づき民間事業者が講じるべき措置

#### ア 運用管理業務の開始

民間事業者は、運用管理業務の開始日から確実に業務を開始すること。

#### イ 権利の譲渡

民間事業者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による当省の事前の承認を得たときは、この限りで

はない。

#### ウ 瑕疵担保責任

- (ア) 当省は、成果物の引渡し後に発見された瑕疵について、引渡し後1年間は、民間事業者にも補修を請求できるものとし、補修に必要な費用は、全て民間事業者の負担とする。
- (イ) 成果物の瑕疵が民間事業者の責に帰すべき事由によるものである場合は、当省は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を併せて請求することができる。

#### エ 再委託

- (ア) 民間事業者は、運用管理業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- (イ) 民間事業者は、運用管理業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ履行証明書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。
- (ウ) 民間事業者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、当省の承認を受けなければならない。
- (エ) 民間事業者は、(イ) 又は (ウ) により再委託を行う場合には、民間事業者が当省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前項「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3) 契約に基づき民間事業者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。
- (オ) (イ) から (エ) までに基づき、民間事業者が再委託先の事業者にも義務を実施させる場合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、民間事業者の責に帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

#### オ 契約内容の変更

当省及び民間事業者は、運用管理業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより当該業務を実施することが不相当と認められる場合は、協議により、契約の内容を変更することができる。

#### カ 契約の解除

当省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、民間事業者に対し委託費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場

合、民間事業者は当省に対して、委託費の総価の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、当省の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、民間事業者は、当省との協議に基づき、運用管理業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(ア) 法第22条第1項イからチまで又は同項第2号に該当するとき。

(イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合

(ウ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合

#### キ 談合等不正行為

民間事業者は、談合等の不正行為に関して、当省が定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

#### ク 損害賠償

民間事業者は、民間事業者の故意又は過失により当省に損害を与えたときは、当省に対し、その損害について賠償する責任を負う。

#### ケ 不可抗力免責，危険負担

当省及び民間事業者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当省が物件を使用することができなくなったときは、民間事業者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

#### コ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、運用管理業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

#### サ 宣伝行為の禁止

民間事業者及び運用管理業務に従事する者は、当該業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。

また、当該業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

#### シ 記録及び帳簿類の保管

民間事業者は、運用管理業務に関して作成した記録及び帳簿類を、当該業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

#### ス 運用管理業務の引継ぎ

(ア) 現行運用管理業務受託者及び再構築開発業者からの引継ぎ

民間事業者は、運用管理業務が適正かつ円滑にできるよう現行の運用管理業務受託者及び再構築に係る開発業者から当該業務の開始日までに運用管理手順書等を使用して必要な事務引継ぎを受けなければならない。引継ぎの期間は、当該業務の実施に必要な知見等の移転が完了するまで行うものとし、その期間における引継ぎに要する費用は、現行の運用管理業務受託者及び民間事業者双方の応分の負担とする。

なお、契約期間開始前に業務を行っていた者が引き続きその業務を行うこととなる場合は、この限りでない。

(イ) 委託期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ

運用管理業務の委託期間満了の際、業者変更が生じた場合は、民間事業者は、次回の運用管理業務受託者に対し、当該業務の開始日までに運用管理手順書等を使用して必要な事務引継ぎを行わなければならない。引継ぎの期間は、当該業務を引き継ぐ者が決定次第、速やかに引継ぎを開始して、業務に必要な知見等の移転が完了するまで行うものとし、その期間における引継ぎに要する費用は、民間事業者及び引継ぎを受ける次回の運用管理業務受託者双方の応分の負担とする。

なお、契約期間終了後に引き続きその者が業務を行うこととなる場合は、この限りでない。

(ウ) 当省は、(ア) 及び (イ) の事務引継ぎが円滑に実施されるよう、当該引継ぎの範囲や方法等について、当省、民間事業者及び関連する現行又は次回の運用管理業務受託者との間で、必要に応じて協議するものとする。

セ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当省と民間事業者との間で協議して解決する。

**10 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項**

運用管理業務を実施するに当たり、民間事業者、その職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 当省が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当省は、民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当省の責に帰すべき理由が存する場合は、当省が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法第709条等に基づき第三者に対する賠償を行った場合であ

って、当該損害の発生について当省の責に帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は、当省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち、賠償の責に任ずべき金額を越える部分について求償することができる。

## 11 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

### (1) 本件業務の実施状況に関する調査の時期

当省は、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成28年2月を予定）を踏まえ、本件業務の実施状況については、平成27年12月末日時点における状況を調査する。

### (2) 調査項目及び実施方法

#### ア 利用満足度調査の結果

平成27年度にバックアップセンターを利用した者に対する年1回のアンケート（利用満足度調査）の実施結果により調査

#### イ セキュリティの重大障害の件数

業務報告書等により調査

#### ウ 矯正情報ネットワークシステムの重大障害の件数

業務報告書等により調査

#### エ 業務の内容

業務報告書及び各種提出書類（改善提案の状況等を含む。）により調査

### (3) 意見聴取等

当省は、必要に応じ、民間事業者から意見の聴取等を行うことができるものとする。

また、当省は、平成28年1月を目途として本件業務の実施状況等を内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出する。

## 12 その他

### (1) 事業者実施状況等の監理委員会への報告及び公表

当省は、民間事業者の運用管理業務の実施状況について、官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、公表する。

### (2) 民間事業者の責務

ア 運用管理業務に従事する民間事業者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ 民間事業者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。

なお、法第56条により。法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反

したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。  
ウ 民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73条）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当省に通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

### （3）著作権

ア 民間事業者は、運用管理業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む著作権（著作者人格権を除く。）を当省に譲渡し、当省は独占的に使用できるものとする。

イ 民間事業者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、当省が承認した場合は、この限りではない。

ウ ア及びイに関わらず、成果物に民間事業者が既に著作権を保有しているもの（以下「民間事業者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該民間事業者著作物の著作権についてのみ、民間事業者に帰属する。

エ 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、民間事業者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

なお、このとき、民間事業者は、当該著作権者の使用許諾条件について、当省の了承を得るものとする。

オ 民間事業者は、運用管理業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら当省の責に帰す場合を除き、民間事業者の負担と責任において一切を処理するものとする。

### （4）法務省の監督体制

ア 運用管理業務全体に係る監督は、当省の矯正局が行い、当省矯正局総務課長を責任者とする。

イ 実施要項に基づく民間競争入札手続に係る監督は、当省の大臣官房会計課が行い、大臣官房会計課長を責任者とする。

### （5）情報システム運用管理業務委託仕様書

運用管理業務を実施する際に必要な仕様は、別冊「矯正情報ネットワークシステムバックアップセンター運用管理業務委託仕様書」に示すとおりである。

## 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位:千円)		
			23年度	24年度	25年度
人件費	常勤職員		—	—	—
	非常勤職員		—	—	—
物件費			—	—	—
委託費等	委託費定額分		37,094	36,656	36,656
	成果報酬等		—	—	—
	旅費その他		—	—	—
計(a)			37,094	36,656	36,656
参考値 (b)	減価償却費		—	—	—
	退職給付費用		—	—	—
	間接部門費		—	—	—
(a)+(b)			37,094	36,656	36,656
(注記事項)					
当省では、入札対象である事務・事業の全部を外部委託により実施しており、上記経費各欄の金額は支払額(23年度は単年度契約、24,25年度は2か年の国庫債務負担行為による契約金額)である。					
なお、支払額は、一般競争入札の落札額である。					

2 従来の実施に要した人員		(単位:人)		
		23年度	24年度	25年度
常勤職員		—	—	—
非常勤職員		—	—	—
※ 入札対象である事務・事業の全部を外部委託により実施しているため、記述事項なし。				
(業務従事者に求められる知識・経験等) 情報システムの運用管理業務及びヘルプサポート業務の実務経験がある者				
(業務の繁閑の状況とその対応) 年間を通じて、ほぼ一定の業務量があり、特に年度末及び年度初めについては、大規模な人事異動に伴うグループウェアのユーザ異動の処理に関する業務及びヘルプサポートが発生する。 また、平成23年度に、基幹の個別業務システムの大規模改修及び運用開始、グループウェアの更新及び運用開始が行われたことから、ヘルプサポート件数が増加している。 なお、過去3か年度におけるバックアップセンターの作業時間及び問合せ対応件数は、別紙1「バックアップセンターの委託事項別作業人日実績一覧表」及び別紙2「バックアップセンターの問合せ対応件数一覧表」のとおりとなっている。				
(注記事項) 当省では、矯正局職員による管理の下、入札対象である事務・事業の全部を外部委託(東西バックアップセンターに各2名ずつ常駐させ、計4名の体制)により実施している。 なお、本業務の管理・監督は、矯正局総務課情報システム管理係(補佐官以下5名)において実施している。				

### 3 従来の実施に要した施設及び設備

#### (施設及び設備)

施設として、川越少年刑務所内の東日本バックアップセンター(サーバ室とともに、約83㎡)及び大阪刑務所内の西日本バックアップセンター(サーバ室とともに、約49㎡)

設備として、委託業務に必要な電気・通信設備

その他として、委託業務に必要な機器(執務用什器類、パソコン各7台、プリンタ各2台、電話4台(外線電話1台(東日本)並びに1台(西日本)及び内線電話各1台)、その他の機材)、備品及び消耗品

#### (注記事項)

1 上記施設、設備等は、委託業務を行う範囲において無償貸与。(光熱費及び通信料を含む。)

#### 2 その他考慮すべき点

##### (1) 作業場所

委託業務を行うバックアップセンターは、川越少年刑務所の調査センター4階及び大阪刑務所の庁舎2階に設置していることから、入退室に際しての扉の開閉及び鍵の管理は、当該刑務所にて管理することとなる。

なお、西日本バックアップセンターについては、事務室は庁舎2階に設置しているが、平成23年度にサーバの増強に伴って、サーバ室を庁舎1階に移設を行っている。

##### (2) 矯正施設の改編

- ・平成19年度 喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター、美祢社会復帰促進センターの新設  
釧路刑務所、横須賀刑務所の支所への再編  
滝川拘置支所、能代拘置支所、竹原拘置支所の廃庁
- ・平成20年度 島根あさひ社会復帰促進センターの新設  
水戸刑務所(旧水戸少年刑務所)の名称変更  
宇治少年院の廃庁
- ・平成21年度 立川拘置所の新設  
八王子拘置支所の廃庁(平成21年9月1日)
- ・平成24年度 青森少年院の業務停止  
泉南学寮の新設
- ・平成26年度 紫明女子学院の分院化

### 4 従来の実施における目的の達成の程度

当省の矯正情報ネットワークシステムの運用管理については、矯正局、矯正管区、矯正研修所、矯正研修所支所、刑務所、少年刑務所、刑務支所、拘置所、拘置支所、少年院、少年院分院、少年鑑別所、少年鑑別支所及び婦人補導院(以下「矯正施設等」という。)の業務を確実に実施するため、情報システムの利用者への継続的・安定的なサービスの提供を円滑に行うことを目的としている。

(1)バックアップセンターの利用満足度調査(別紙3「バックアップセンター利用満足度調査票」)のとおり  
(①平成23年8月15日から9月15日までにバックアップセンターを利用した者(418名)及び②平成25年1月15日から2月15日までにバックアップセンターを利用した者(338名)を対象として、アンケート形式で調査を実施。当該調査は、利用者一人に対し、4つの質問を、それぞれ「満足」(配点100点)、「ほぼ満足」(同80点)、「普通」(同60点)、「やや不満」(同40点)、「不満」(同0点)で回答(①362名:回収率86.6%、②327名:回収率96.7%)してもらった結果、各利用者の4つの回答の集計スコア(100点満点)の平均は、①89.3点、②91.7点だった。

#### (2) 業務システムの障害復旧時間

(平成23年度から平成25年度までの間、仕様書に定められている要求事項を確実に実施しているが、障害復旧時間は記録していない。)

#### (3) ネットワーク障害復旧時間

(平成23年度から平成25年度までの間、仕様書に定められている要求事項を確実に実施しているが、障害復旧時間は記録していない。)

#### (4) セキュリティの重大障害の件数

(平成23年度から平成25年度までの間、事例は発生していない。)

#### (5) 業務システムの重大障害の件数

(平成23年度から平成25年度までの間、事例は発生していない。)

#### (6) 業務の内容

(平成23年度から平成25年度までの間、仕様書に示す運用管理業務を適切に実施している。)

## 5 従来の実施方法等

### 1 従来の実施方法

別紙4(「業務フロー及び業務区分」のとおり)

### 2 組織図

別紙5(法務省矯正局組織図(平成26年4月現在))のとおり

### 3 情報セキュリティ対策基準(抜粋)

当省では、情報処理業務の一部又は全部を外部委託する場合、法務省の情報セキュリティの確保のためにとるべき対策の基準として策定している情報処理業務の外部委託に関する基準において、主に次のことを実施することとなっている。

#### 第5 契約における手続

##### 1 契約における情報セキュリティの考慮

- (1) 情報システムセキュリティ責任者又は課室等情報セキュリティ責任者は、委託先との契約において、第4の2に掲げる事項の遵守義務及び情報の秘密保持義務を契約書又は契約書に付属する書面等(以下「付属書」という。)に明示するものとする。なお、委託先に実施させる情報セキュリティ対策の範囲は、別表1に従って、情報システムセキュリティ責任者又は課室等情報セキュリティ責任者が定めるものとする。
- (2) 情報システムセキュリティ責任者又は課室等情報セキュリティ責任者は、委託先に実施させる情報処理業務の重要性を考慮し、必要と認めるときは、次に掲げる事項を(1)の契約書又は付属書に含めるものとする。
  - ア 情報セキュリティ監査の実施及び実施結果に対応すること。
  - イ サービスレベルの内容(SLA)及び当該内容を遵守すること。
- (3) 情報システムセキュリティ責任者又は課室等情報セキュリティ責任者は、委託先が実施する情報処理業務における情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制並びに次に掲げるア及びイのうち必要と認めるものについて、契約し、又は双方の役割及び責任の明確化並びに合意の形成を行い、合意した内容を記載した書面(以下「確認書」という。)を委託先から提出させるものとする。
  - ア 当該情報処理業務に携わる者の特定
  - イ 委託先が実施する情報セキュリティ対策の具体的内容

##### 2 契約の継続における留意事項

情報システムセキュリティ責任者又は課室等情報セキュリティ責任者は、外部委託契約に定められた契約期間満了時において、引き続き当該契約の対象となっている情報処理業務の外部委託を継続する必要があると認める場合においても、第4の1の選定基準に従って、委託先との契約の是非を審査するものとする。

##### 3 外部委託実施内容の変更に関する留意事項

情報システムセキュリティ責任者又は課室等情報セキュリティ責任者は、契約及び確認書等において委託先が行うものと定めた事項の変更を委託先が希望する場合には、情報セキュリティを維持する観点から、第4の1の選定基準に従って、その可否を審査するものとする。

##### 4 再委託の原則禁止

- (1) 情報システムセキュリティ責任者又は課室等情報セキュリティ責任者は、委託先が受託した情報処理業務の全部又は一部を第三者に実施させること(以下「再委託」という。)を原則として禁止するものとする。
- (2) 情報システムセキュリティ責任者又は課室等情報セキュリティ責任者は、委託先から情報処理業務の一部を再委託により実施したい旨の申出を受けた場合、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託予定金額、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について記載した申請書及び再委託に係る履行体制図を提出させ、本省情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者の承認を受けるものとする。

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

バックアップセンターでは、情報システムの利用者への継続的・安定的なサービスの提供を円滑に行うため、日々、情報システムの運用管理業務を実施しているが、特にヘルプサポート業務については、利用者の要望に対して、適切な対応を求めている。

## 別紙 1

## バックアップセンターの委託事項別作業人日実績一覧表

(単位：人日)

年度	委託事項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
22年度	ハードウェア管理													
	ソフトウェア管理													
	ネットワーク管理													
	セキュリティ管理													
	データ管理	84	72	88	84	88	80	80	80	76	76	76	88	972
	障害対応													
	ヘルプサポート													
	ユーザ情報管理													
	その他													
	計	84	72	88	84	88	80	80	80	76	76	76	88	972
23年度	ハードウェア管理													
	ソフトウェア管理													
	ネットワーク管理													
	セキュリティ管理													
	データ管理	80	76	88	80	92	80	80	80	76	80	84	84	980
	障害対応													
	ヘルプサポート													
	ユーザ情報管理													
	その他													
	計	80	76	88	80	92	80	80	80	76	80	84	84	980
24年度	ハードウェア管理													
	ソフトウェア管理													
	ネットワーク管理													
	セキュリティ管理													
	データ管理	76	84	84	84	92	76	88	84	76	76	76	80	976
	障害対応													
	ヘルプサポート													
	ユーザ情報管理													
	その他													
	計	76	84	84	84	92	76	88	84	76	76	76	80	976

※バックアップセンターの委託業務は、4人の要員が常駐し、委託事項別に業務を分けて実施していないことから、本資料は、勤務月ごとの人日を記載している。

別紙2

バックアップセンターの問合せ対応件数一覧表

(単位：件数)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
22年度	551	405	369	321	353	387	320	327	409	380	324	448	4,594
23年度	633	456	560	394	476	394	361	369	521	478	481	742	5,865
24年度	877	529	543	502	423	380	510	373	321	273	273	372	5,376

※過去の主な問合せ及び回答については、民間事業者に提供する。

## バックアップセンター利用満足度調査票

このアンケートは、コーネットの運用管理業務について、確保されるべきサービスの質を検討するため、本年8月15日（月）から9月15日（木）までの間、バックアップセンターの障害対応を利用した職員を対象に、満足度を調査するものです。

つきましては、次の4つの質問に対して、それぞれ「満足」から「不満」までのいずれかに該当する□にレ印を記入してください。

1 お問合せから回答までに要した時間について満足されましたか。

- 満足
- ほぼ満足
- 普通
- やや不満
- 不満

2 回答又は手順に対する説明の分かりやすさについて満足されましたか。

- 満足
- ほぼ満足
- 普通
- やや不満
- 不満

3 回答又は手順に対する結果の正確性について満足されましたか。

- 満足
- ほぼ満足
- 普通
- やや不満
- 不満

4 担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）について満足されましたか。

- 満足
- ほぼ満足
- 普通
- やや不満
- 不満

利用月日：平成23年 月 日

施設名：\_\_\_\_\_

## バックアップセンター利用満足度調査票

このアンケートは、コーネットの運用管理業務について、確保されるべきサービスの質を検討するため、本年1月15日（火）から同年2月15日（金）までの間、バックアップセンターの障害対応を利用した職員を対象に、満足度を調査するものです。

つきましては、次の4つの質問に対して、それぞれ「満足」から「不満」までのいずれかに該当する□に☑（チェック）を記入してください。

なお、利用月日は、記載月日又は提出月日ではなく、問合せを行った日を記載願います。

### 1 お問合せから回答までに要した時間について満足されましたか。

- 満足
- ほぼ満足
- 普通
- やや不満
- 不満

### 2 回答又は手順に対する説明の分かりやすさについて満足されましたか。

- 満足
- ほぼ満足
- 普通
- やや不満
- 不満

### 3 回答又は手順に対する結果の正確性について満足されましたか。

- 満足
- ほぼ満足
- 普通
- やや不満
- 不満

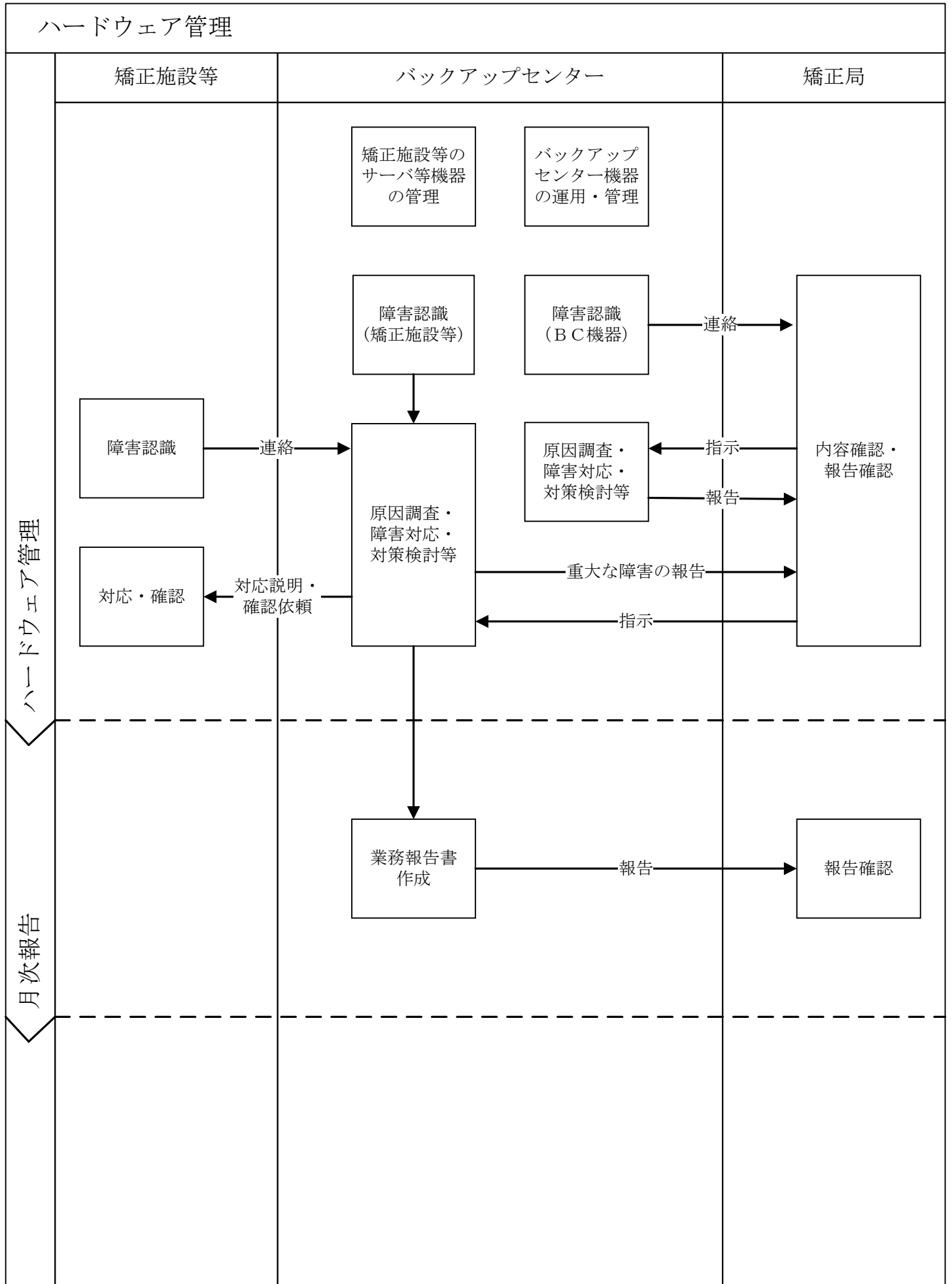
### 4 担当者の応対（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）について満足されましたか。

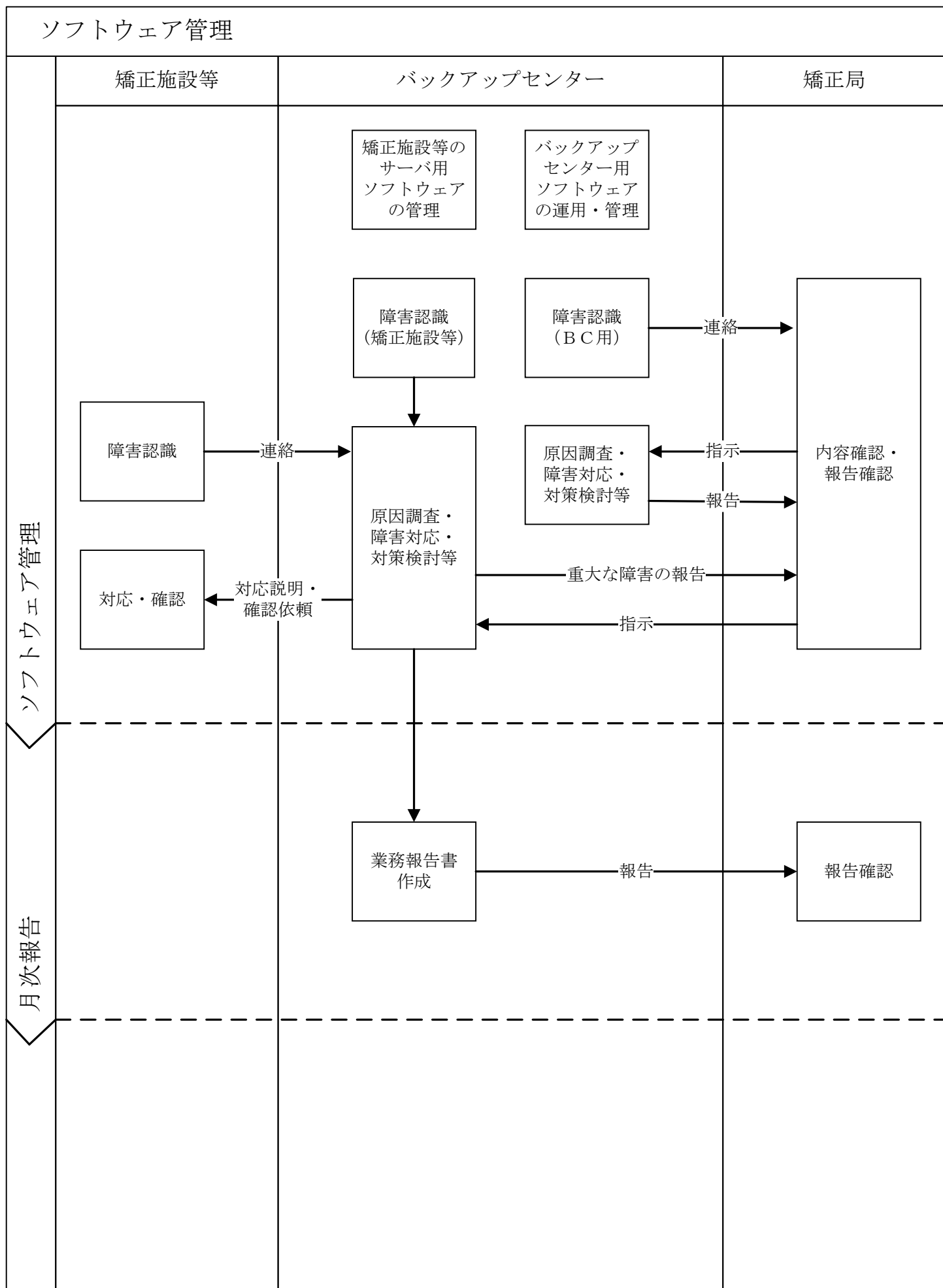
- 満足
- ほぼ満足
- 普通
- やや不満
- 不満

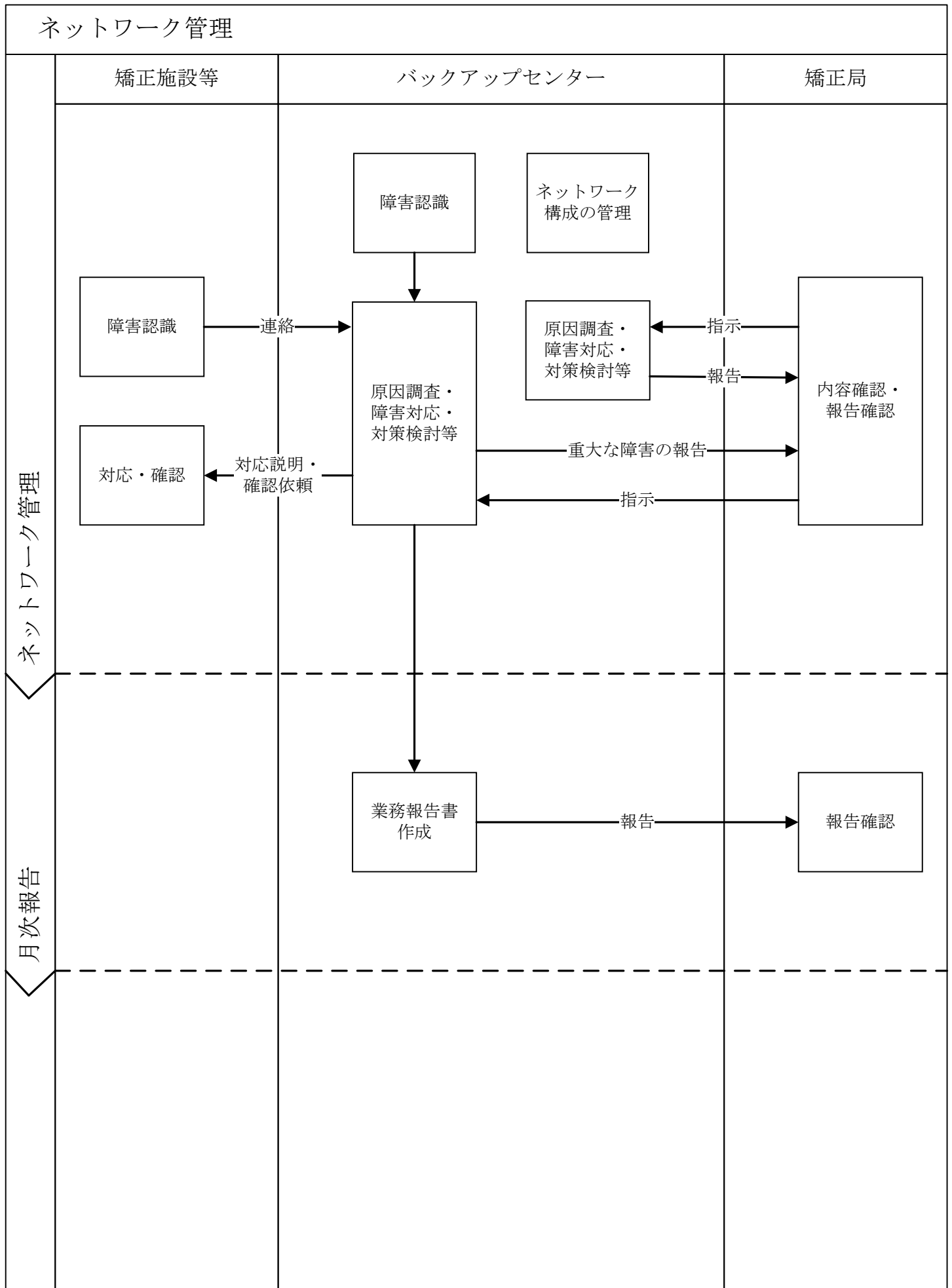
利用月日：平成25年 月 日

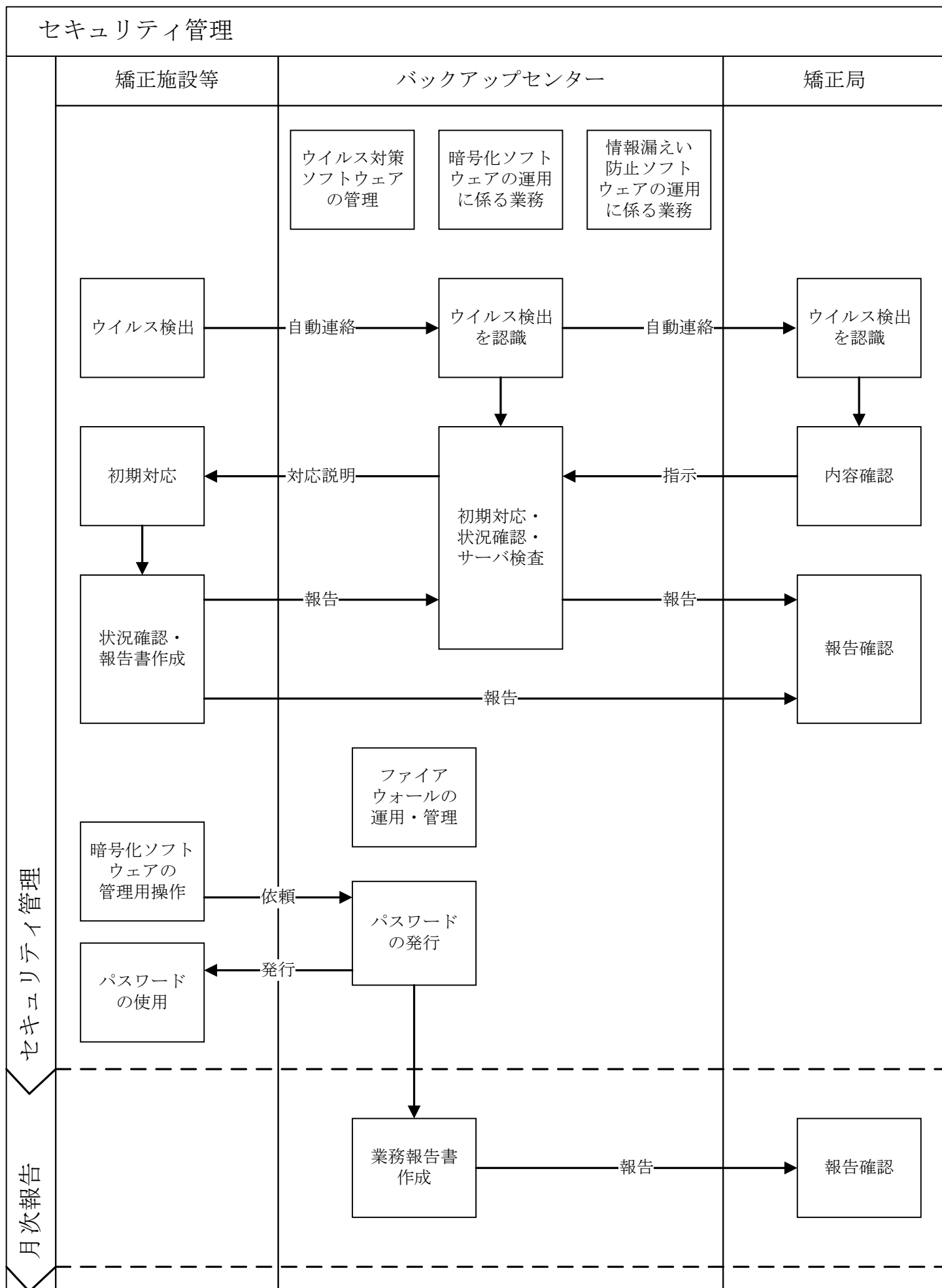
施設名：\_\_\_\_\_

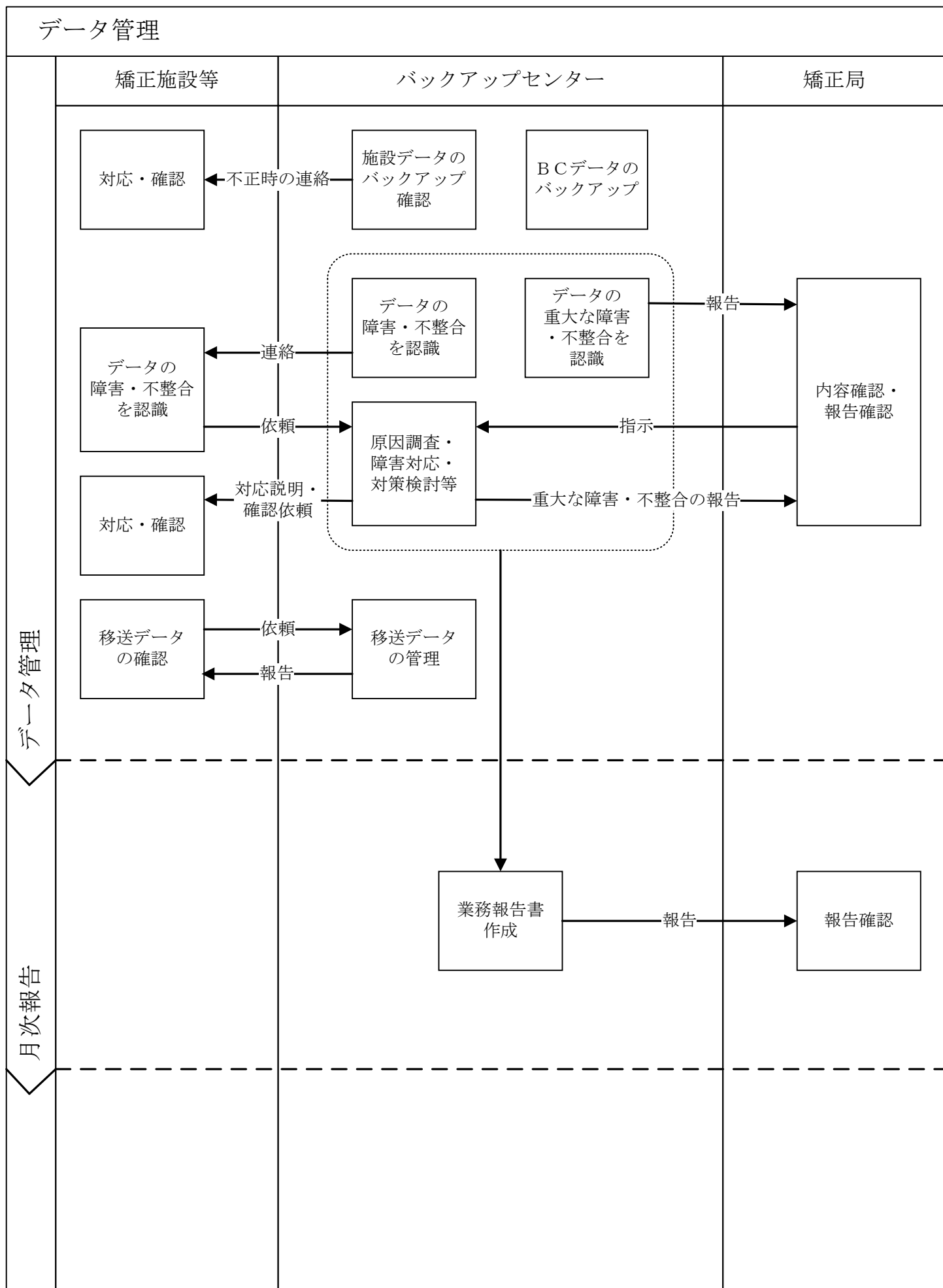
照会者：\_\_\_\_\_

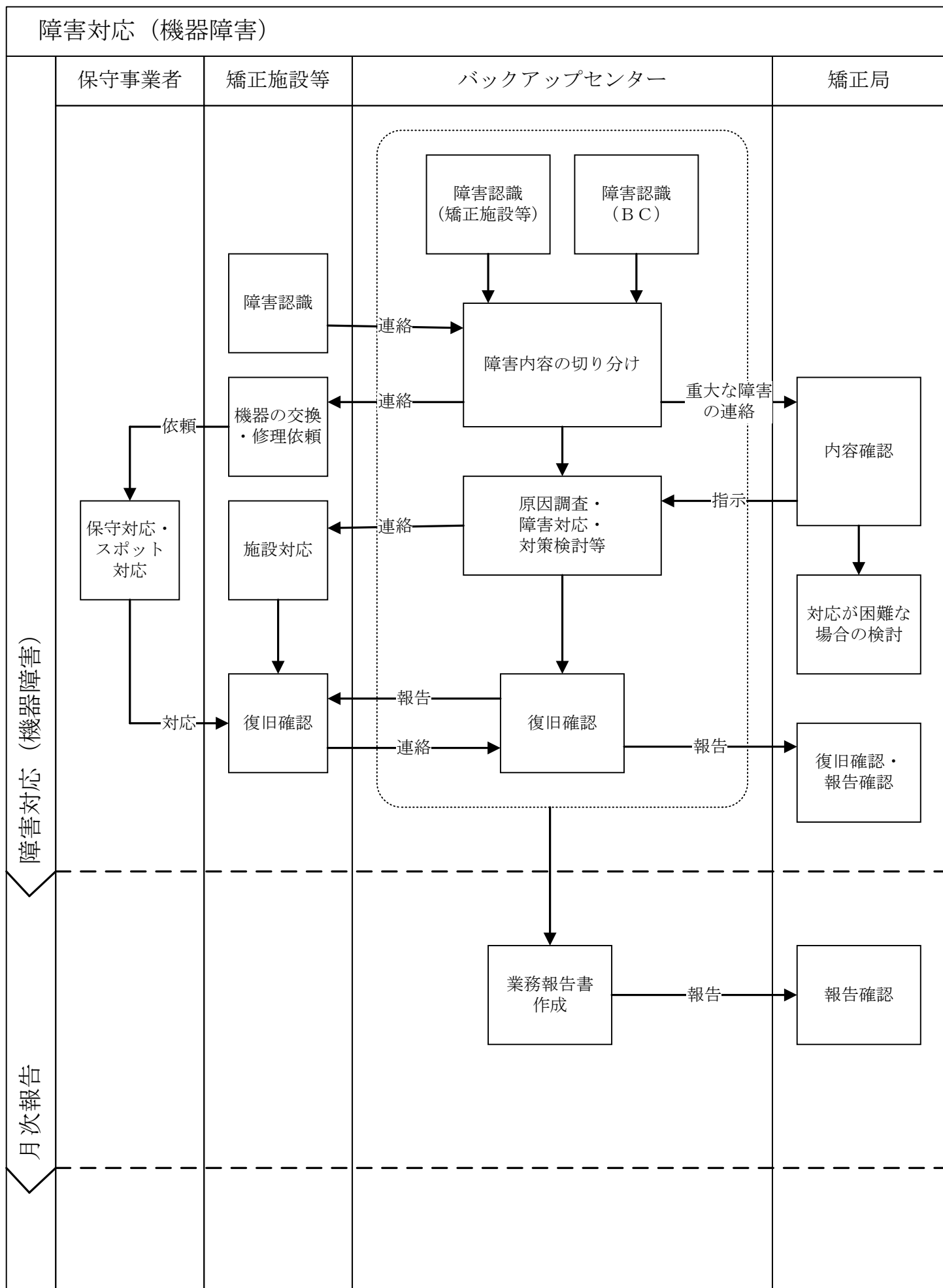


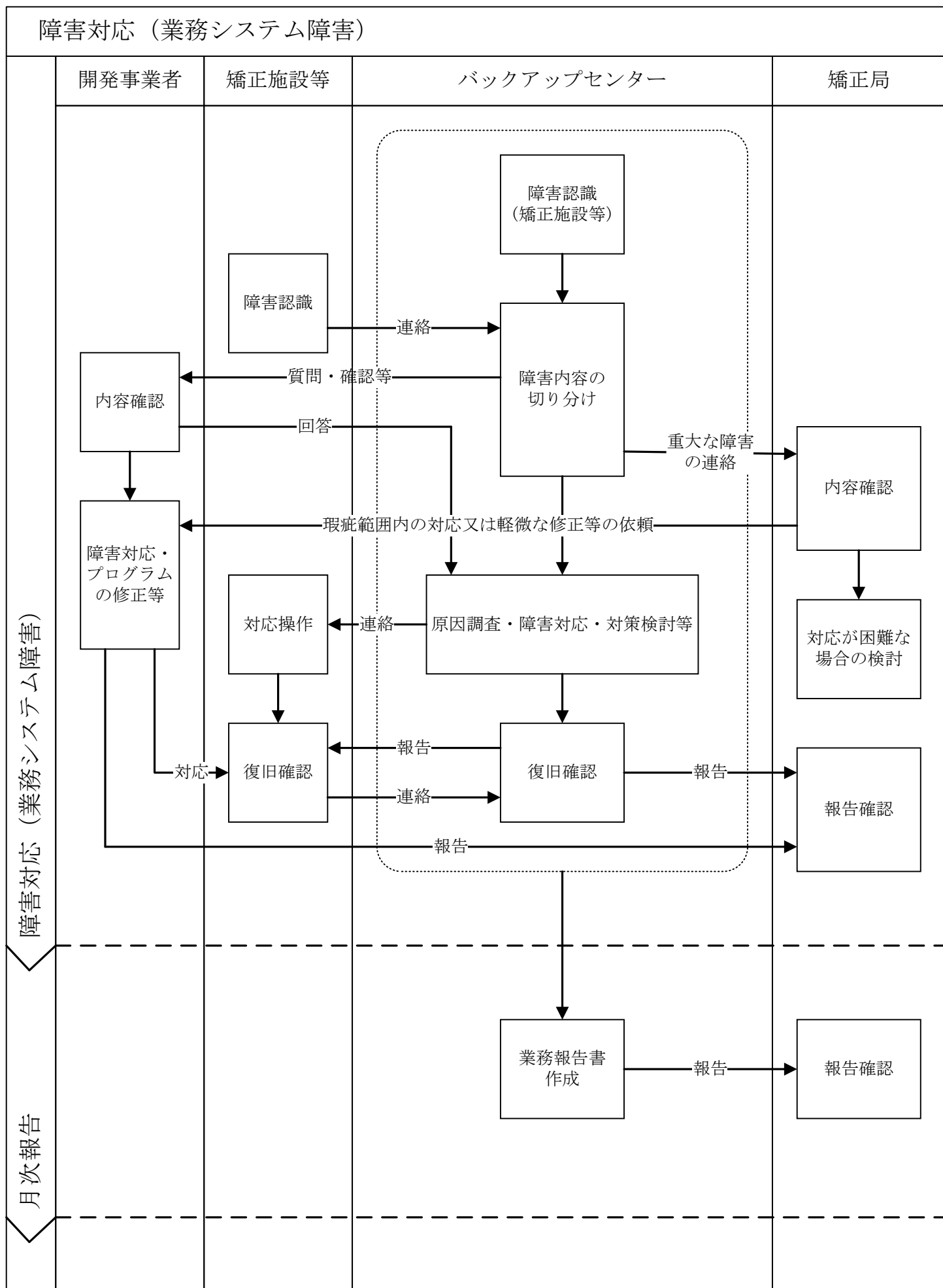


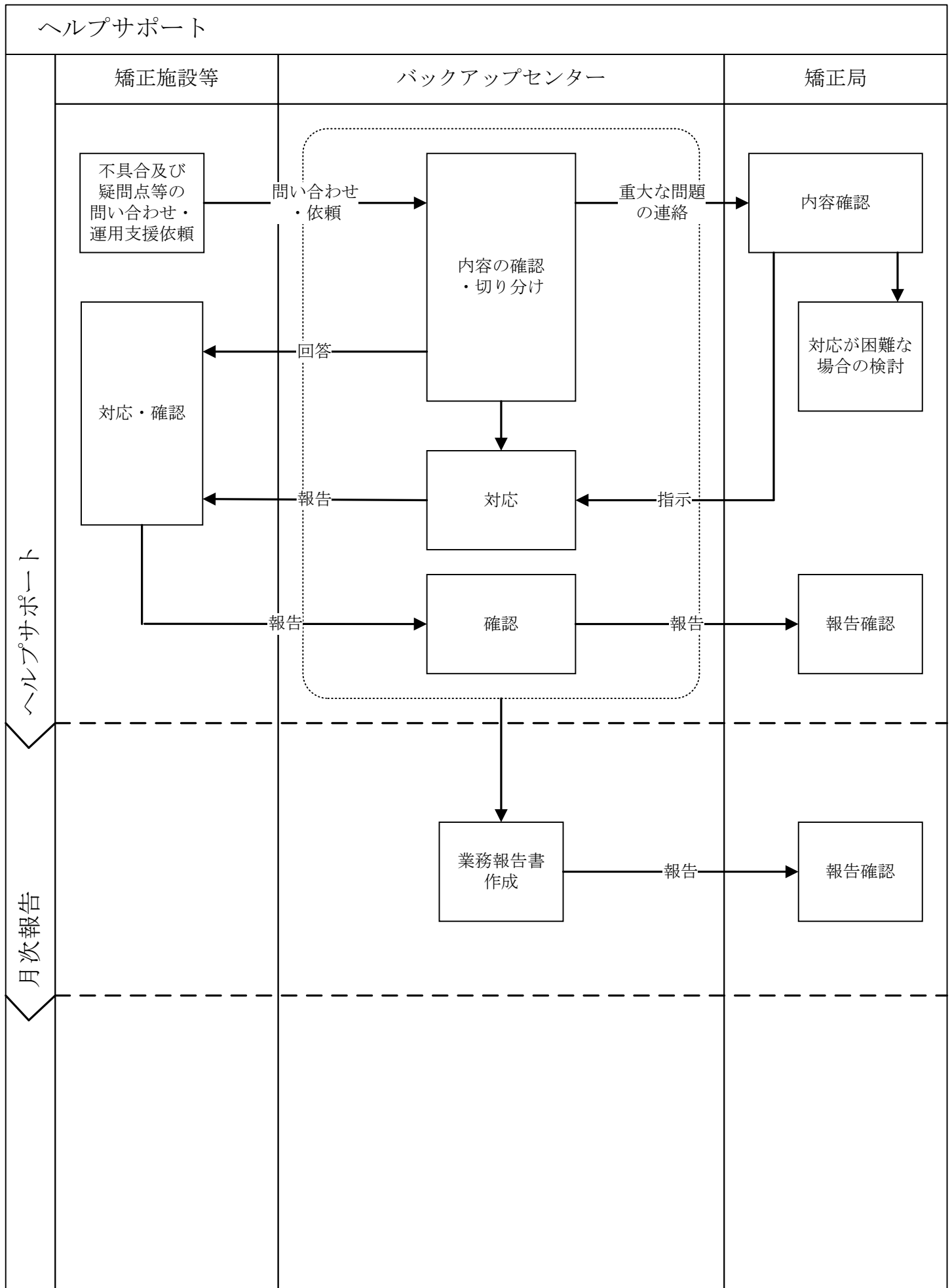


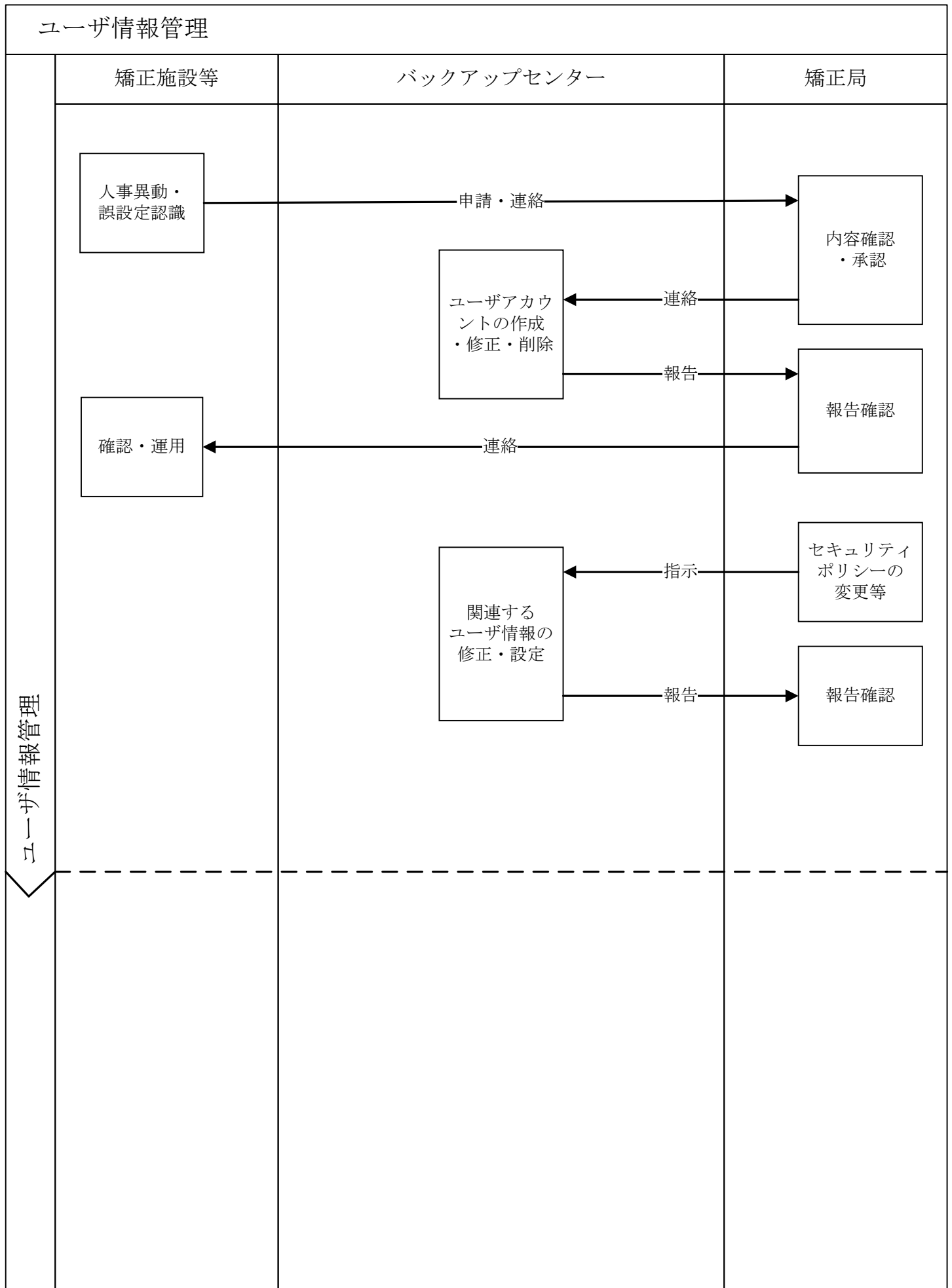


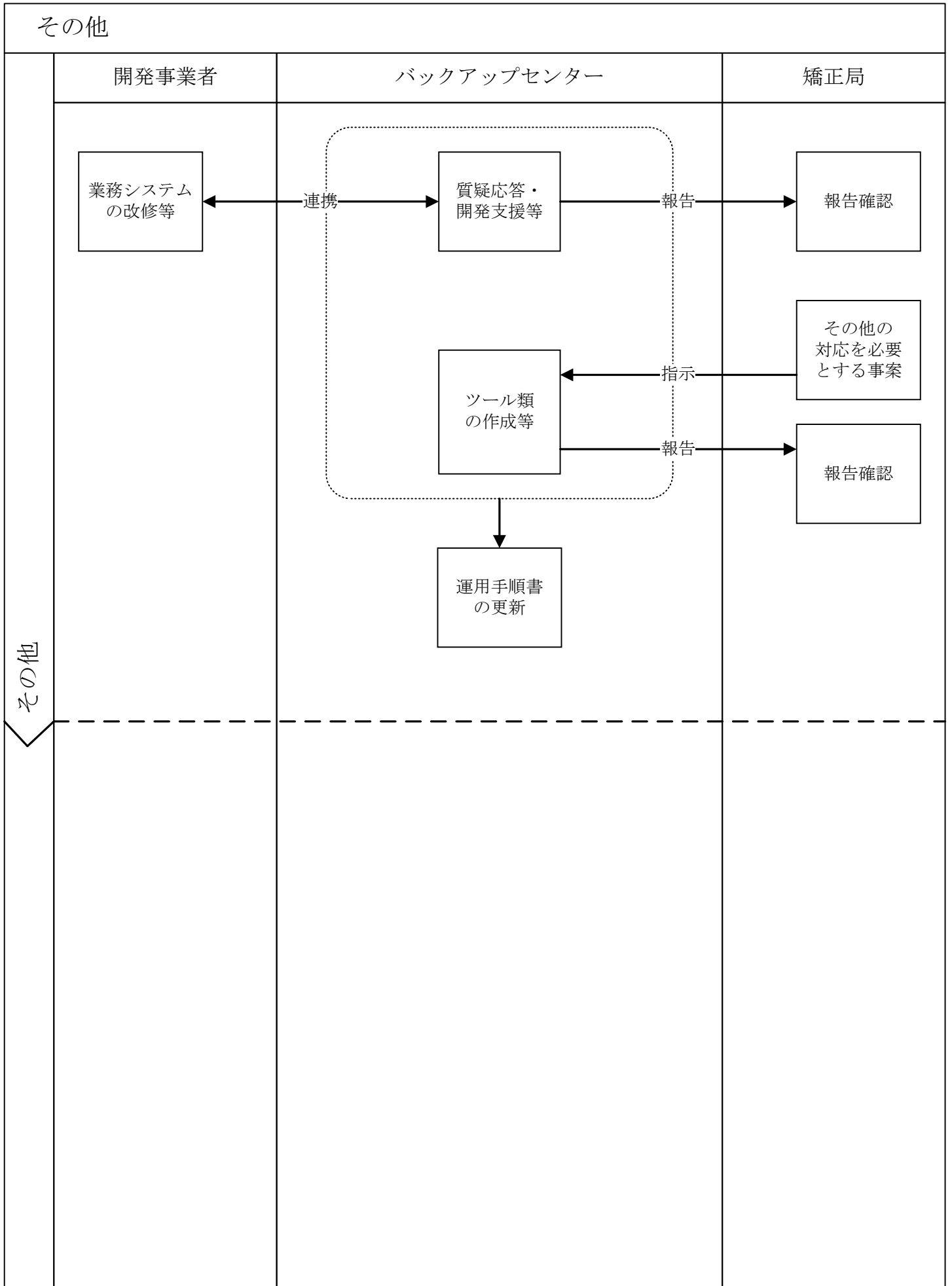




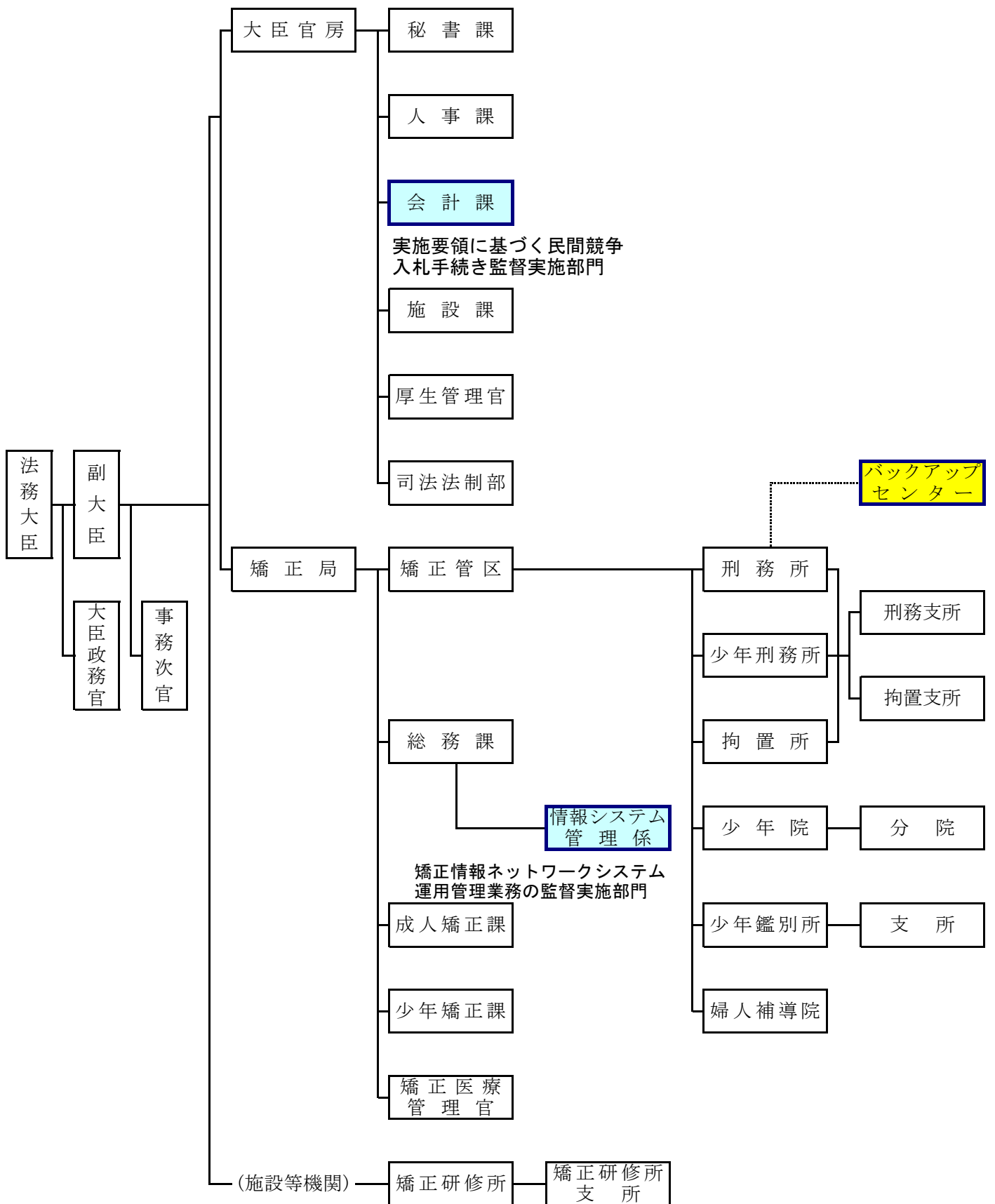








法務省組織図（平成26年4月現在）



矯正情報ネットワークシステム  
バックアップセンター運用管理業務委託  
履行証明書項目一覧

会社名

---

所在地

---

担当者

---

電 話

---

F A X

---

履行証明書項目

履行証明書記載事項

評価項目	要求要件	資料番号	評価基準	回答	No	
提案書記載事項						
1 「2 本システムの概要」及び「3 B/Cの概要」の理解について、明確に示すこと。	仕様書及び閲覧資料の範囲内で本システムを理解していることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	1	
				—		
2 「4 業務に対する要求」を満たすことを根拠等を示して、具体的かつ簡明に記載すること。	(1) 業務内容	(別途)		—		
	(2) 作業体制			—		
		ア システムエンジニアを常駐させ、対象業務を実施することの記載（東日本B/C2名、西日本B/C2名）		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	2
		イ 高度な専門的知見を得ることができる体制を構築し、矯正施設等でシステム障害が発生した場合は、必要に応じて、システム復旧作業及びシステム改善のため、当該施設等に赴いて情報収集・分析等を行うことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	3
	(3) 対象業務期間			—		
		ア 本業務の対象期間及び同期間内に新システムの稼動が予定されていることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	4
		イ 本業務と新システムの運用管理業務に係る重複期間については、業務引継のための期間であることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	5
	(4) 業務時間			—		
		ア 原則として、土曜日、日曜日及び休日を除き、午前9時00分から午後6時00分とするものの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	6
		イ システム障害が発生し、緊急的な対応が必要と判断された場合、上記の日時以外の対応を実施することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	7
		ウ 業務時間を変更する場合は、事前に当局と書面で協議を行うことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	8
	(5) 履行に関する要求			—		
		ア 契約履行に当たっては経済性を考慮することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	9
		イ 契約業者の担当者は、B/Cを設置している当該施設で発行する身分証を携帯し、対象業務の要員であることを明確にすることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	10
		ウ 契約業者は、対象業務を実施する作業場所、必要となる電気・通信設備及び備品・消耗品を無償で使用することができることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	11
		エ 本システムに障害が発生した場合には、速やかに原因を究明し、復旧措置を講ずることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	12
		オ 現行保守業者と連携する必要がある場合は、契約業者の責任と負担において、実施することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	13
		カ 本システム改善に関する提案書等の記述では、各機能の改善を個別に把握でき、セキュリティ、データの保護、運用の容易性及び良好な操作性等について十分に考慮することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	14
		キ 対象業務履行に関し、不明又は疑問を生じた場合は、当局に申し入れ、その指示を受けることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	15
		ク 契約履行開始時には、前年度の当該業務を行った契約業者及び契約業者の応分の責任と負担により、円滑に業務内容の引継ぎを受け、当該業務を担当する要員に対し、B/C及び矯正施設等のハードウェア、ソフトウェアの保守及び管理に関する教育を行うことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	16
		ケ 平成27年10月1日から同年12月31日までの間は、本調達業務と新システムへの引継ぎ期間であることから、当該期間においては、本調達の範囲内で新システム運用管理を受託する事業者による業務内容の引継ぎを実施することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	17
	コ 本契約の履行終了時には、業務引継書を提出することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	18	
	サ 本システムのシステム構成が変更（サーバ機器の増減等）になった場合においても、本契約の範囲内として対象業務を実施することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	19	
	シ 業務システムの新規整備及びバージョンアップ時には、円滑な導入を図るため、システムの開発業者に協力することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	20	
	ス 日本語にて対応することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	21	
3 「5 応札者の条件」を満たすことを根拠等を示して、具体的かつ簡明に記載すること。	(1) 提供するサービスの信頼性を確保するための品質保持体制及び基準等を有していることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	22	
	(2) 報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度に基づくISMS認証、個人情報保護マネジメントシステム（JIS Q 15001）への適合に基づくプライバシーマークの認定を取得していることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	23	

履行証明書項目

評価項目	要求要件	資料番号	評価基準	回答	No	
4 「6 その他の指示等」を満たすことを根拠等を示して、具体的かつ簡明に記載すること。	(1) 対象業務履行に係る成果物に対する著作権等	ア	本調達の作業により作成する成果物に関し、著作権法第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む著作権（著作権人格権を除く。）を当局に譲渡し、当局は独占的に使用できることの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	— —	24
		イ	著作権者人格権については、これを行行使しないことの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	— —	25
		ウ	成果物に契約業者が既に著作権を保有しているものが組み込まれている場合は、当該契約業者著作物の著作権についてのみ、契約業者に帰属することの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	— —	26
		エ	提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、契約業者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとするこの記載 契約業者は、当該著作権者の使用許諾条件について、当省の了承を得るものとするこの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	— —	27
		オ	第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら当省の責に帰す場合を除き、契約業者の負担と責任において一切を処理するものとするこの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	— —	28
		(2)	業務を行ったときは毎日業務報告書を作成し、指示された時期に当局に提出することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	— —
	(3) 対象業務従事者の選定及び名簿の提出	ア	本システムの保守、管理及びシステムの改善提案等を確実に実施するため、システムエンジニアとしての能力、経験に優れ、業務開始までに本システムを理解し精通した者を選定することの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	— —	30
		イ	業務従事者の名簿を作成し、契約締結後、速やかに当局に提出することの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	— —	31
		ウ	契約期間中に業務従事者をやむを得ず変更する必要がある場合には、遅滞なく変更名簿を当局に提出することの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	— —	32
	(4)	以下の提出書類については、印刷物を綴じたものを準備し、1部を当局担当者に提出すること。加えて、電子ファイルをCD-R媒体1枚に格納し、1部を当局担当者に提出することの記載 1 機器管理台帳 2 システム構成図 3 ソフトウェア管理台帳 4 ネットワーク機器管理台帳 5 障害問合せ管理台帳 6 業務システム構成管理表 7 管理者パスワード管理台帳 8 データベース運用支援ツール 9 業務引継書		左記要求要件が実施できること又は同等であること	— —	33
	(5) 業務の再委託	ア	運用管理業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならないことの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	— —	34
		イ	契約業者は、運用管理業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ履行証明書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法について記載しなければならないことの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	— —	35
		ウ	契約締結後、やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、当局の承認を受けなければならないことの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	— —	36
		エ	再委託を行う場合には、契約業者が当局に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、本項「(6)機密保持」及び「(7)情報セキュリティに関する責任」に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取するものとするこの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	— —	37
		オ	再委託の相手方が行った作業について全責任を負うこととし、再委託先が行った業務については、契約業者の責めを免れないものとするこの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	— —	38
		(6) 機密保持	ア	契約業者は、業務従事者に関し、次に掲げる機密保持の事項について全ての責務を負うこととし、契約後、速やかに「機密保持に関する誓約書」を当局に提出することの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	— —
	イ		本調達の業務を実施するに当たり、当局及び関連業者から入手した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め、契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないことの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	— —	40
	ウ		当局の許可なく、取り扱う情報を、指定された場所から持ち出し、又は複製しないことの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	— —	41
	エ		本調達に係る作業に関与した契約業者の業務従事者が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるこの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	— —	42

履行証明書項目

評価項目	要求要件	資料番号	評価基準	回答	No
	オ 本調達に係る検収後、契約業者の事業所等内部に保有されている本調達に係る当局に関する情報について、裁断等の物理的破壊、消磁装置によるハードディスク上のデータ消去その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、当局から貸与された情報については、検収後1週間以内に返却することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	43
(7) 情報セキュリティに関する責任	ア 契約業者は、契約業者内部のセキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	44
	イ 本調達に係る業務を実施する全ての関係者に対し、私有（関係者個人の所有物等、契約業者管理外のものを指す。以下同じ。）のコンピュータ又は外部電磁的記録媒体（USBメモリ等）に、当局に関連する情報の保存及び本調達に係る作業を私有のコンピュータにおいて実施することを禁止することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	45
	ウ 契約業者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について、当局に確認を求められた場合には、これを報告することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	46
	エ 契約業者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について当局が改善を求めた場合には、当局と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	47
	オ 契約業者における情報セキュリティ上の問題を原因とした情報セキュリティ侵害が発生した場合には、直ちに当局に報告の上、契約業者の責任及び負担において、次に掲げる各事項を速やかに実施することの記載 （ア）情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、当局の承認を得た上で実施すること。 （イ）発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、当局に提出して承認を得ること。 （ウ）再発防止対策を立案し、当局の承認を得た上で実施すること。 （エ）上記（ア）ないし（ウ）のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、当局の指示に基づく措置を実施すること。		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	48
(8) 監督・検査	ア 契約履行に関して当局の監督・検査を受けるものとするこの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	49
	イ 当局の監督・検査に必要な資料の提供又は確認行為に応じるものとするこの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	50
(9) 遵守すべき法令等	ア 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関係法規を遵守することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	51
	イ 個人情報の保護に関する法律及び契約業者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	52

履行証明書項目

履行証明書記載事項

評価項目	要求要件	資料番号	評価基準	回答	No	
業務内容が履行可能であることを、相拠等を示して具体的かつ簡明に記載すること。						
5	<b>業務システム用データベースの運用及び保守・管理業務</b>					
業務開始時（毎日）	(1) 機器等の稼働確認	ア	無停電電源装置のバッテリー充電状況確認	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	53
		イ	データベースサーバ、周辺装置及びデータベースシステムの稼働状況確認	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	54
		ウ	データベースシステム及び業務アプリケーションのBC間の通信状況確認	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	55
		エ	BC業務用機器の起動及び作動確認	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	56
業務運用中（毎日）	(2) システムログファイルの管理	ア	ログファイル内容の解析	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	57
		イ	ログファイル容量の監視	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	58
	(3) コンソールメッセージの監視 メッセージに応じた対処実施			左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	59
	(4) システム資源・性能管理	ア	ディスク容量、ディスクI/O、メモリ使用率、CPU使用率の監視	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	60
		イ	システム改善策検討及び提案	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	61
	(5) データベース資源・性能管理	ア	表領域容量、データ件数、ディスクI/O、メモリ使用率、CPU使用率の監視	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	62
		イ	データベース改善策検討及び提案	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	63
	(6) 障害管理	ア	障害内容切り分け	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	64
		イ	障害対策及び履歴管理	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	65
		ウ	障害回復措置	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	66
	(7) ユーザ情報管理	ア	システムアカウント及びパスワード管理	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	67
		イ	データベースアカウント及びパスワード管理	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	68
		ウ	データベースアクセス権の調整	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	69
	(8) データベースバックアップの確認 差分バックアップ			左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	70
業務終了時（毎日）	(9) 移送者データ取り込み状況確認 移送者取り込み状況確認及び報告			左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	71
	(10) 終了処理 BC業務用機器の停止及び停止確認			左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	72
随時	(11) システム終了処理	ア	各施設送受信状態確認	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	73
		イ	データベースシャットダウン処理	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	74
		ウ	システムフルバックアップ処理	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	75
		エ	システムシャットダウン	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	76
		オ	データベースサーバ機及び周辺装置の電源切断	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	77
		カ	無停電電源装置の電源切断	左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	78

履行証明書項目

評価項目	要求要件	資料番号	評価基準	回答	No		
	(12) システム起動処理	ア 無停電電源装置の電源投入及びバッテリー状況確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	79	
		イ ネットワーク機器の作動確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	80	
		ウ データベースサーバ機及び周辺装置の作動確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	81	
		エ データベースシステム及び業務アプリケーション作動確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	82	
		オ B C間通信確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	83	
	(13) データベース運用支	ア 蓄積データに関する照会対応（被収容者データ管理システムのデータリンク整合性確認を含む。）		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	84	
		イ マスタデータの変更		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	85	
	<b>6 グループウェア及びドメインコントローラの運用及び保守・管理業務</b>						
	業務開始時（毎日）	(1) 機器の稼働確認	ア 無停電電源装置のバッテリー充電状況確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	86
			イ ドメインコントローラサーバ機の稼働状況確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	87
(2) グループウェアシステム及びドメインコントローラの稼働確認		ア Exchange Server ■■■又はExchange Server ■■■		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	88	
		イ Windows Server ■■■又はWindows Server ■■■ (Active Directory)		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	89	
運用中（毎日）		(3) 電子掲示板バックアップ	ア 電子掲示板バックアップ処理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	90
	イ 電子掲示板複製確認			左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	91	
	(4) 障害管理	ア 障害内容切り分け		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	92	
		イ 障害対策及び履歴管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	93	
		ウ 障害回復措置		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	94	
	(5) セキュリティ対策	ア システムアカウント及びパスワード管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	95	
		イ データベースアカウント及びパスワード管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	96	
	週1回	(6) メールの管理	ア 一定期間を経過したメールの管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	97
			イ ディスク使用状況のレポート印刷		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	98
	随時	(7) 使用状況の管理 前日使用状況（ログ）の採取及び解析		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	99	
		(8) システム終了処理	ア 各施設送受信状態確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	100
			イ システムシャットダウン		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	101
			ウ 電源切断及び停止確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	102
			エ 無停電電源装置の電源切断		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	103
		(9) システム起動処理	ア 無停電電源装置の電源投入及びバッテリー状況確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	104
イ 電源投入及び作動確認				左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	105	
ウ システムへのログオン				左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	106	
(10) ドメイン管理（矯正施設等の統廃合を含む。） ドメインコントローラ（ActiveDirectory）の保守・管理			左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	107		
(11) サーバアプリケーション再インストール作業			左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	108		

履行証明書項目

評価項目	要求要件	資料番号	評価基準	回答	No	
要求時	(12) ユーザ情報管理（定期及び不定期の人事異動時）	ア ユーザアカウントの作成、変更及び削除	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	109	
		イ ユーザのメールボックスの管理	左記要求要件が実施できること又は同等であること		110	
		ウ アド君の保守及び管理（施設、所属、役職情報の作成・修正・削除を含む。）	左記要求要件が実施できること又は同等であること		111	
	(13) システム管理 停電時の設定変更及び復旧後の確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	112	
<b>7 参照サーバの運用及び保守・管理業務</b>						
業務開始時（毎日）	(1) 機器の稼働確認	ア 無停電電源装置のバッテリー充電状況確認	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	113	
		イ 参照サーバ機の稼働確認	左記要求要件が実施できること又は同等であること		114	
		ウ 参照サーバシステムの稼働確認	左記要求要件が実施できること又は同等であること		115	
運用中（毎日）	(2) データ管理	ア 受信状態の確認	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	116	
		イ 受信データの解析	左記要求要件が実施できること又は同等であること		117	
		ウ 受信データの集計、加工	左記要求要件が実施できること又は同等であること		118	
		エ データベースサーバデータとの整合性の確保	左記要求要件が実施できること又は同等であること		119	
	(3) 障害管理	ア 障害内容切り分け	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	120	
		イ 障害対策及び履歴管理	左記要求要件が実施できること又は同等であること		121	
		ウ 障害回復措置	左記要求要件が実施できること又は同等であること		122	
	(4) セキュリティ対策 データベースアクセス権の調整		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	123	
	(5) データバックアップの確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	124	
	(6) 運用支援 情報の提供、利用、蓄積等に関する照会対応		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	125	
	随時	(7) システム終了処理	ア システムシャットダウン	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	126
			イ 電源切断及び停止確認	左記要求要件が実施できること又は同等であること		127
			ウ 無停電電源装置の電源切断	左記要求要件が実施できること又は同等であること		128
(8) システム起動処理		ア 無停電電源装置の電源投入及びバッテリー状況確認	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	129	
		イ 電源投入及び作動確認	左記要求要件が実施できること又は同等であること		130	
		ウ システムへのログイン	左記要求要件が実施できること又は同等であること		131	
<b>8 本システムの監視及び保守・管理業務</b>						
運用中（毎日）	(1) 監視	ア 障害が発生した施設からの情報収集、調査、分析及び業務代替案の検討	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	132	
		イ 障害回復措置	左記要求要件が実施できること又は同等であること		133	
		ウ ネットワーク回線のデータ測定、記録及び分析	左記要求要件が実施できること又は同等であること		134	
週1回	(2) 監視ログ処理	ア ログのバックアップ処理	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	135	
		イ ログの集計、分析及び改善案検討	左記要求要件が実施できること又は同等であること		136	
要求時	(3) 設定	ア 通信接続機器の設定等の管理	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	137	
		イ 業務対象施設の追加変更時の設定等の管理	左記要求要件が実施できること又は同等であること		138	

履行証明書項目

評価項目	要求要件	資料番号	評価基準	回答	No		
9 <b>セキュリティ管理に係る業務</b> 運用中（毎日）	(1) コンピュータウイルス対策ソフトの管理	ア	ログファイル内容の解析	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	139	
		イ	ログファイル容量の監視	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	140	
	(2) 情報漏えい防止ソフトウェアの管理 情報漏えい防止ソフトウェアの運用に係る業務				左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	141
					左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	142
	(4) ファイアウォールの管理	ア	機器の稼働確認	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	143	
		イ	ログ情報収集の監視	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	144	
	(5) 障害管理	ア	障害内容切り分け	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	145	
		イ	障害対策及び履歴管理	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	146	
		ウ	障害回復措置	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	147	
	随時	(6) コンピュータウイルス対応	ア	コンピュータウイルス発見時の駆除並びに当局及び感染施設への連絡	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	148
			イ	新たなパターンファイル、ウイルス検索エンジン及びプログラム修正ファイルを知り得た後、速やかな入手とリモートアップデートの実施	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	149
		(7) 暗号化ソフトウェア対応 ワンタイムパスワードの発行			左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	150
	10 <b>ユーザ情報の管理業務</b> 運用中（毎日）	(1) ユーザ情報の管理	ア	ユーザアカウント及びグループの管理	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	151
			イ	ユーザのセキュリティポリシーの管理	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	152
(2) 障害管理		ア	障害内容切り分け	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	153	
		イ	障害対策及び履歴管理	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	154	
		ウ	障害回復措置	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	155	
要求時		(3) 人事異動等への対応	ア	ユーザアカウントの作成・修正・削除	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	156
			イ	グループの作成・修正・削除	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	157
			ウ	その他のユーザアカウントに付随する情報への対応	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	158
11 <b>本システムに係る技術支援及び管理業務</b> 要求時		(1) 施設からの照会対応	ア	矯正施設等からの、本システムに対するハードウェア及びソフトウェアに関する問い合わせに対する回答、技術指導及び問い合わせ対応データベースへの登録	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	159
			イ	データベース保存データの整合性チェック及びデータ修復	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	160
12 <b>本システムの改善提案業務</b>	随時	(1) システム上の問題発見時の対応	ア	問題の報告	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	161
			イ	改善案の検討	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	162
	要求時	(2) システム改善提案	ア	当局からの本システムに対するハードウェア及びソフトウェアに関する改善要求に対する分析及び改善策検討	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	163
			イ	改善に関する提案書の作成	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	164

履行証明書項目

評価項目	要求要件	資料番号	評価基準	回答	No		
13 本システムのセキュリティ対策に係る改善提案業務 随時	(1) セキュリティ対策上の問題発見時の対応	ア	問題の報告	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	165	
		イ	改善案の検討	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	166	
	要求時	(2) 情報システムセキュリティ向上に関する改善提案	ア	情報システムセキュリティに関する改善要求に対する分析及び改善策検討	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	167
			イ	改善に関する提案書の作成	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	168
			ウ	業務対象施設に対する情報システムセキュリティに関する助言	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	169
14 ライセンス管理システム運用に係るデータの収集及び分析 要求時	(1) ライセンス管理システムの管理	ア	ライセンス管理システムの稼働確認	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	170	
		イ	ライセンス管理システム運用に係るデータの取得、集計及び運用に係る支援業務	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	171	
15 本関連の引継ぎ業務 随時	(1) 新システム運用管理業者への引継ぎの実施	ア	本業務及び業務アプリケーションの運用等、本業務を継続するために必要な知識等の付与	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	172	
		イ	業務引継書を作成し、新システムの運用管理業者への適切な引継ぎ	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	173	
16 その他の業務 随時	(1) 媒体管理	ア	内蔵電磁的記録媒体及び外部電磁的記録媒体の管理	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	174	
		イ	消耗品の管理に必要な情報の提供	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	175	
		ウ	消耗品の使用量等の管理	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	176	
		エ	OS及び業務アプリケーション等ソフトウェアの管理	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	177	
	(2)	S E業務手順改善 情報採取及び分析業務の効率化手順書等作成		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	178	

※民間事業者の創意工夫の発揮により、複数の要求要件についての総合的提案、従来の実施方法の変更を伴う提案も可能とする。その場合は、提出資料の中に該当する要求要件が分かるように記述すること。

矯正情報ネットワークシステム  
バックアップセンター運用管理業務委託  
機能審査結果

審査担当者	⑩
提案書業者	
審査完了日	
審査結果	合格 ・ 不合格
不適當・不対応項目数	個